

平成23年4月5日
京丹後市財務部入札契約課

工事等の受注業者 様

京丹後市公共工事等の事故対応について

京丹後市公共工事等の事故発生時の迅速かつ適切な処理のため、京丹後市公共工事等事故対応マニュアルを作成しましたので、お知らせしますとともに、受注者の事故処理対応につきましてもご協力、ご配慮いただきますようお願い致します。

なお、当該マニュアルの作成に際し、「京丹後市工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の「工事関係提出書類」（以下「提出書類」という。）の様式を一部変更しましたので、ご留意願います。

○ 改定した様式

- ① 共通仕様書の提出書類：様式 21 工事事務報告書
 - ② 共通仕様書の提出書類：様式 21-1 事故報告書（詳細）
- ※ 様式は、本市ホームページからダウンロード出来ます。

○ 受注者の留意事項

1. 報告の対象

事故の通報は、京丹後市が発注する工事の施工等において発生した「すべての事故」を対象とする。

事故報告書は、労働災害のうち休業4日以上及び全治1ヵ月以上の事故、公衆災害を対象とする。なお、これ以外で、警察・消防等に通報したのもも同様とする。

【参考】

※休業4日以上：労働災害の認定(補償)

※全治1ヶ月以上：重症

2. 事故の種類

事故の種類	備 考
労働災害	(1) 工事作業場内及び隣接区域（以下「工事区域」という。）において、 工事関係作業 が起因して工事関係者が 死亡 又は 負傷 した事故。 (2) 工事用車両による工事資器材等の 輸送作業 が起因して、工事関係者が 死亡 又は 負傷 した事故。
もらい事故	工事区域において、当該関係者以外の 第三者の行為 が起因して、工事関係者が 死亡 又は 負傷 した事故。
死傷公衆災害	工事区域における 工事関係作業 及び 輸送作業 が起因して、当該工事関係者以外の第三者が 死傷 した事故。
物損公衆災害	工事区域における 工事関係作業 及び 輸送作業 が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に 損害 を与えた事故。

3. 事故処理対応

事故が発生した場合は、次に示す「**初動対応**」、「**応急措置**」、「**事後対策**」の各段階に応じて適切に処理する。

【初動対応】

- **受注者**は、建設事故等が発生したときは、その状況原因を的確に把握し、直ちに所管の事業担当課（監督員）、警察・消防・労働基準監督書その他関係機関に**通報**（様式21）を行う。ただし、口頭による通報の場合は、通報後、速やかに所定の文書（様式21）により報告するものとする。

【応急措置】

- (1) **受注者**は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、その危険回避のための適切な**措置**を執らなければならない。
- (2) **受注者**は、死亡事故の場合は、**現状保存**対策等を実施するとともに、警察署等の調査等に**協力**しなければならない。

【事後対策】

- (1) **受注者**は、事故通報の後、速やかに事故の原因、内容及び再発防止策等をまとめ市長に「**事故報告書**」（様式21-1）を提出しなければならない。
- (2) **受注者**は、被災者に対し、必要に応じて災害補償・休業補償等の**措置**を行うなど誠意を持って対応する。